

富山  
Toyama  
Shimin  
Plaza

市民プラザ

株式会社 富山市民プラザ

# 第32期報告書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

# 第32期 報 告 書

( 平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで )

事 業 報 告 .....	1
貸 借 対 照 表 .....	15
損 益 計 算 書 .....	16
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 .....	17
個 別 注 記 表 .....	18
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 ( 謄 本 ) .....	24
監 査 役 会 監 査 報 告 書 ( 謄 本 ) .....	25

# 事 業 報 告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 1. 会 社 の 現 況

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移した一方、米中貿易摩擦による中国経済の減速や英国のEU離脱など海外経済の不確実性を不安視する影響もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社は富山市民プラザビルの運営を通して生活文化をテーマとしたイベントの開催・情報の発信・交流の場を提供する賑わい創出事業及び中心商店街の活性化基盤施設であるグランドパーキングの運営を通しての来街促進・活性化事業を2本柱として、富山市中心地区活性化に取り組みました。

具体的な事業といたしましては、富山市民プラザビルでは、生活価値創造をコンセプトに特徴ある生活文化イベントの実施、民間テナントの活性化及び貸館施設の安定運用のための修繕・設備更新に努め、市民の文化の創造・発信・交流・賑わいの場の提供を推進してまいりました。

また、グランドパーキングに関しましては、隣接する大和富山店や総曲輪フェリオなどの利用客が減少傾向にあることや、入出庫渋滞緩和のための台数制限などから、利用台数は年々減少傾向にあるものの、利用しやすい駐車場運営に努め中心地区活性化基盤施設としての役割である中心商業地区への来街促進に寄与してまいりました。

さらに、富山市中心地区の活性化に向けた各種事業を総合的・統一的に実施することで、市民の「生活価値創造」の一層の充実を図ることが可能となることから、平成31年4月1日を目途に株式会社まちづくりとやまとの吸収合併に向けた手続きを進めてまいりました。

以上の結果、当期の売上高は918,271千円（前期比0.1%増）、営業利益は33,353千円（同212.0%増）、経常利益は45,632千円（同99.2%増）、当期純利益は27,437千円（同441.7%増）となりました。

当期の事業別の概況は、以下のとおりであります。

## 《 本 社 事 業 部 》

富山市民プラザビルの運営にあたっては、中心地区活性化に寄与するため、多彩な自主イベントを実施し、賑わいの創出を図るとともに、来館者が利用しやすいように施設の維持管理、保全に努めました。景気は回復基調にあるものの、民間テナント各店の売上は、依然として厳しい状況にあります。このため、できるだけ多くの自主イベントを実施し、イベント集客によるテナント売上への波及効果を図るとともに、積極的な広告宣伝を行い富山市民プラザビル全体のイメージアップに努めました。

### ① 自主イベントの実施状況

当期は、重要課題である「施設イメージの醸成と周知」に加え、「歩く」をテーマに賑わいを富山市民プラザビルだけでなく中心地区に拡げることを目的に、独自性、連続性及び発展性のあるイベント展開を目指し、賑わいの創出と来場者の記憶に残る企画に努め、27事業でのべ732日開催し、7万3千人余りのお客様に参加・来場いただきました。主な自主イベントは、次のとおりであります。

#### a 「海で冒険!? ダンボールアート遊園地」

- ・海をテーマにしたダンボールアートや迷路、遊具など、見て、触れて、楽しむ親子向けの参加型展覧会。（会期：平成30年4月28日～5月13日の16日間、入場者数：13,085人）

#### b 「ザ・SUGOWAZA ショー」

- ・富山在住の若手パフォーマー「HARUKI」をナビゲーターに、国内外で活躍するパフォーマーをゲストに迎え、週末を家族で楽しむライブ。（会期：平成30年4月～11月の最終日曜・8回、来場者数：2,550人）

#### c 「夏のとういんくるフェスタ 2018」

- ・建物外観を幻想的に電飾、前庭に涼しげなミニ庭園を設置。市民参加によるライブやワークショップ、ゲーム、夜店などを開催。（会期：平成30年7月21日～9月9日の51日間、参加者数：2,037人）

#### d 「大人の音楽談義」

- ・ブロードキャスター「ピーター・バラカン」、作家「川崎大助」とゲストによるロックをテーマにしたトークとミニライブ。（会期：平成30年8月11日、11月27日の2日間、入場者数：214人）

e 「富山 こすぷれフェスタ 2018」

- ・日本の新たな文化として世界に誇るアニメ等のキャラクター衣装などを着用し楽しむ北陸最大のコスプレイベント。館内では声優トークショーやコスプレファッションショー、大手モールや富山城跡公園など周辺でコスプレパレードを開催。

(会期：平成 30 年 9 月 8 日～9 日の 2 日間、来場者数：12,257 人)

f 「ハロウィンフェスタ 2018」

- ・ハロウィンをテーマにミステリアスな空間を演出。仮装体験やグッズ制作ワークショップ、ゲームなどを楽しむ秋のお祭り。

(会期：平成 30 年 10 月 6 日～31 日の 26 日間、参加者数：3,109 人)

g 「田畑真希ダンス公演 ”ランウェイ”」

- ・コンテンポラリーダンサー「田畑真希」による公演。市民参加のダンスワークショップも開催。(会期：平成 30 年 9 月に 5 日間のワークショップ、10 月 27 日に公演、計 6 日間、参加者及び入場者数：859 人)

h 「冬のファンタジックフェスタ 2018-2019」

- ・建物外観を幻想的に電飾し、館内はクリスマス、バレンタインをテーマにファンタジックな空間を演出。ライブやワークショップなど気軽に楽しめる冬のお祭り。(会期：平成 30 年 12 月～平成 31 年 2 月の 73 日間、参加者数：5,635 人)

i 「富山 手芸&クラフトフェア 2018」

- ・市民による手芸や陶芸、木工、ガラス工芸、クラフト作品の展示販売。年末の恒例イベントとして定着している。

(会期：平成 30 年 12 月 15 日～16 日の 2 日間、入場者数：3,343 人)

j 「西村まさ彦コミュニケーション with 富山 “芝居を創る 6”」

- ・俳優「西村まさ彦」による学生や市民への芝居や表現方法のレクチャーと演劇公演。(会期：平成 31 年 1 月～3 月に 11 日間稽古、3 月 17 日に公演、計 12 日間、参加者及び入場者数：907 人)

k 「富山 アートマーケット 2019」

- ・様々なクリエイターの自由な発想で創作されたオリジナル作品（雑貨中心）の展示販売。毎年、県外からも多数の出展がある人気イベント。

(会期：平成 31 年 3 月 23 日～24 日の 2 日間、入場者数：8,665 人)

### l 「市民プラザカルチャー教室」

- ・市民プラザでの発表を目標にした長期の習得型教室で、様々な物を創作体験する生活文化イベント。（年間：19 講座・415 回開催、参加者数：1,603 人、作品展：平成 31 年 3 月 1 日～7 日、入場者数：1,400 人）

### m 「HUG HUG すまいる」

- ・アトリウムの平日空き日を活用し、遊具、体操、音楽、アニメ上映など乳児とその保護者が楽しめる親子向けイベント。  
（年間：20 回開催、参加者数：2,346 人）

## ② イメージアップのための広報活動

『生活価値創造』をコンセプトとする市民プラザの方向性を積極的にアピールすることで市民の認知度や好感度の向上を図り、企業イメージを高めるための広告宣伝に努めました。

広く市民に情報提供する目的で「富山市広報へのイベント情報掲載」、保存性が高い地元新聞社発行の「フリーマガジンへのイベント及びテナント情報掲載」、時間帯や視聴者層に合わせた「テレビ広告による施設紹介」などを効果的に活用し、話題性や印象度を高めることに努めました。

また、自主イベントの内容に応じて、「小学校を通じて市内児童にチラシ配布」や「関連するショップやギャラリーへのチラシ配布」のほか、「新聞やテレビ等のマスメディアによる開催告知」も積極的に行いました。

## ③ 貸館施設の稼働状況

貸館各施設の稼働率は次表のとおりであり、全体の稼働率は 72.0% で前期と同率でした。なお、各施設の稼働率の増減につきましては、アトリウム、アートギャラリーは展覧会の開催日数の変動によるもの、アンサンブルホールはコンサートや講演会の開催数の変動によるもの、また、マルチスタジオ及び AV スタジオはサークル活動等の利用日数の変動によるものであります。土・日・祝日の稼働率はほぼ 100% であり、平日の貸館施設利用の促進が課題であります。

施 設 名	稼働率	施 設 名	稼働率
ア ト リ ウ ム	73.1% (81.7%)	アンサンブルホール	71.1% (71.8%)
マルチスタジオ	84.3% (79.9%)	A V ス タ ジ オ	61.8% (62.1%)
アートギャラリー	69.9% (64.5%)	施 設 全 体	72.0% (72.0%)

(注) 稼働率欄の下段 ( ) 内は、前期稼働率を表示しております。

#### ④ 民間テナントの状況

当ビルの賃貸床の7割は、富山市に賃貸するホール、ギャラリーのほか、市民学習センター、外国語専門学校などの行政テナントであり、民間テナントの占める割合が少ないことから、商業施設としての認知度は低く、民間テナントの活性化は開業以来 継続する課題であります。

このことから、当期も 民間テナントとのイベントでの連携や積極的な広告宣伝に努めた結果、テナント全体の売上は概ね順調に推移いたしました。しかしながら、一部のテナントでは個人消費の低迷などから売上減少が続く厳しい状況であり、改善に向けた自助努力を促すとともに動向を注視しております。

なお、平成31年3月末時点でのテナント区画の空きはありません。

### 《駐車場事業部》

グランドパーキングの運営にあたっては、これまでと同様に「明るい！ きれい！ とめやすい！」駐車場施設の維持管理 と「入出庫待ちによる渋滞の緩和」に努めました。

当期の利用台数は 722,941 台で前期比：16,714 台 (2.3%) の減少、また、売上は 223,541 千円で前期比：2,498 千円 (1.1%) の減収となりました。

これは、隣接する大和富山店や総曲輪フェリオなどの利用客が減少傾向に

あることや、入出庫渋滞緩和のために入庫台数制限を実施していることによるものです。この結果、かつては週末に数百メートルにおよび公共交通の運行に支障をきたすこともあった入庫待ち車列がほぼ解消されております。

また、施設の維持管理では、開業から 14 年目を迎え、駐車場建物外壁及び設備機器の経年劣化が進んできており、計画的な修繕や設備更新にも努めております。

## 《不動産事業部》

不動産事業部は、富山市中心商店街の空き店舗・空き家対策や出店しやすい物件の提供を通して中心地区の活性化に寄与する目的で、平成 29 年 9 月に設立いたしました。今期は、まちなかの空家リノベーション事業のきっかけを創るべく対象高齢者向けに生前整理や相続等の相談会を開催するなど本格的な業務に向けて準備を整えているところであります。

なお、本事業部では専任従事者がいないことから、平成 31 年 3 月末での不動産の斡旋その他取引実績はありません。

### (2) 対処すべき課題

富山市民プラザビルの運営にあたっては、経営方針のコンセプトである「生活価値創造・富山市民プラザ」に基づき、利用しやすく魅力ある施設づくりと賑わいの創出を図るとともに、中心地区の活性化に一層寄与できるよう周辺の関係者との連携にも努めてまいります。

また、グランドパーキングの運営では、引き続き円滑な出庫対応、入庫待ち車列の解消に重点的に取り組むとともに、劣化が見られる施設・設備の補修に努めてまいります。

不動産事業部につきましては、来期は事業部ではなく富山市民プラザビル及び株式会社まちづくりとやまとの合併に伴い管理を担う総曲輪ファッションビルの管理活用を行う本社事業部-資産管理活用グループの一業務として、民間不動産業者との過度な競合を避けつつ、三セクならではの不動産取引業のあり方が確立できるよう努めてまいります。

来期は、次の事項を重点としてまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① 賑わいの創出にあたっては、生活文化をテーマに幅広くより多くの方々に楽しんでいただくため「気軽で、魅力ある」イベントを企画・実施いたします。また、富山市中心市街地の活性化に取り組んできた株式会社まちづくりとやまとの合併を機に、富山市民プラザ館内の賑わいが近隣や周辺に広がるような自主イベントに注力するとともに、越中大手市場や近隣で開催されるイベントとも連携を深め、中心地区の賑わい創出に寄与できるよう努めてまいります。
- ② 利用客、出店者等のニーズを把握し、時代の変化に対応した建物・設備等の整備に努めるとともに、駐車場問題（収容台数不足、狭い駐車区画幅）の解決に向け方策を検討いたします。また、テナント支援にも力をいれ、施設全体のイメージ向上を目指してまいります。
- ③ 株式会社まちづくりとやまとの合併に伴い、同社から承継する富山市中心市街地活性化のための諸事業の実施にあたっては、富山市の施策に沿いつつもこれまで以上の成果が得られるよう第三セクターならではの視点に立ち創意工夫をもって取り組んでまいります。

### (3) 設備投資の状況

- ① 当期において実施いたしました設備投資の総額は126,255千円で、その主なものは次のとおりであります。

- ア．市民プラザ・アンサンブルホール客席連結椅子更新  
(平成31年2月完成：24,600千円)
- イ．市民プラザ・中央監視装置（主要装置）更新  
(平成31年3月完成：21,250千円)
- ウ．市民プラザ・館内照明器具（行政テナント区分）更新  
(平成31年3月完成：39,300千円)

- ② 当期において処分・除却いたしました 固定資産の総額は 177 千円で、その主なものは次のとおりであります。

ア. 市民プラザ・ボイラー軟水装置除却  
(平成 31 年 1 月除却 : 147 千円)

- ③ 来期に計画している主な設備投資は、次のとおりであります。

ア. 市民プラザ・中央監視装置 (ローカル装置) 更新  
(令和元年 6 月完成予定 : 25,000 千円)  
イ. 市民プラザ・館内照明器具 (共用区分等) 更新  
(令和元年 9 月完成予定 : 30,000 千円)  
ウ. 市民プラザ・アトリウム 電動吊物装置改修  
(令和 2 年 1 月完成予定 : 8,000 千円)  
エ. 市民プラザ・アンサンブルホール 音響設備更新  
(令和 2 年 3 月完成予定 : 30,000 千円)

#### (4) 資金調達 の 状況

当期中は、社債及び新株発行その他の資金調達は行っておりません。

#### (5) 主要な借入先 の 状況

借入金は、ありません。

## (6) 財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (平成 27 年度)	第 30 期 (平成 28 年度)	第 31 期 (平成 29 年度)	第 32 期 (平成 30 年度)
売 上 高	970,902 千円	925,880 千円	916,971 千円	918,271 千円
経 常 利 益	95,189 千円	54,514 千円	22,907 千円	45,632 千円
当期純利益	56,737 千円	27,921 千円	5,065 千円	27,437 千円
1 株当たり 当期純利益	799 円 12 銭	393 円 26 銭	71 円 34 銭	386 円 45 銭
総 資 産	6,732,863 千円	6,640,358 千円	6,582,071 千円	6,484,538 千円
純 資 産	4,038,933 千円	4,066,854 千円	4,071,920 千円	4,099,357 千円
1 株当たり 純 資 産	56,886 円 39 銭	57,279 円 65 銭	57,350 円 99 銭	57,737 円 43 銭

(注) 売上高、経常利益、当期純利益、総資産及び純資産の金額は、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。

## (7) 主要な事業内容

- ・ 店舗、事業所、その他施設の賃貸・管理運営
- ・ 生活文化、情報、娯楽等イベントの企画実施
- ・ 駐車場事業等

## (8) 主要な営業所

本 社 富 山 県 富 山 市 大 手 町 6 番 14 号  
グランドパーキング 富 山 県 富 山 市 総 曲 輪 3 丁 目 6 番 15 号

## (9) 従業員の状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 名	4 名増	36.2 歳	9.2 年

- (注) 1. 従業員数は、契約社員 6 名 及び 定年後の再雇用による嘱託社員 1 名を含む就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時社員は 1 名であります。

## 2. 当社の現況

### (1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000 株
- ② 発行済株式の総数 71,000 株
- ③ 株主数 17 名
- ④ 株主の持株数及び出資比率

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
富 山 市	37,740 株	53.15 %
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	30,000 株	42.25 %
株 式 会 社 北 陸 銀 行	550 株	0.77 %
北 陸 電 力 株 式 会 社	550 株	0.77 %
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	300 株	0.42 %
日 本 海 ガ ス 株 式 会 社	300 株	0.42 %
富 山 地 方 鉄 道 株 式 会 社	300 株	0.42 %
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	200 株	0.28 %
富士フイルム富山化学 株式会社	200 株	0.28 %
日 医 工 株 式 会 社	200 株	0.28 %
北 陸 電 気 工 事 株 式 会 社	200 株	0.28 %
武 内 プ レ ス 工 業 株 式 会 社	200 株	0.28 %
富 山 商 工 会 議 所	100 株	0.14 %
株 式 会 社 廣 貫 堂	100 株	0.14 %
協同組合 総曲輪通り商盛会	20 株	0.03 %
西 町 商 店 街 振 興 組 合	20 株	0.03 %
協同組合 中央通商栄会	20 株	0.03 %

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

(平成31年3月31日現在)

会社における地位	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	今本 雅祥	富山市 副市長
代表取締役専務	京田 憲明	
取締役	高木 繁雄	富山商工会議所 会頭
〃	宮村 樹	北銀リース(株) 代表取締役社長
〃	山田 彰弘	北陸電力(株) 執行役員 富山支店長
〃	辻川 徹	富山地方鉄道(株) 代表取締役社長
〃	新田 八朗	日本海ガス(株) 代表取締役社長
〃	四谷 英久	(株)富山第一銀行 地域部長
常勤監査役	小池 武彦	
監査役	西岡 秀次	富山商工会議所 専務理事
〃	太田 泰文	富山市 会計管理者

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

平成30年6月26日開催の第31回定時株主総会における異動

新任取締役 辻川 徹 退任取締役 桑名 博勝

新任監査役 太田 泰文 退任監査役 西川 良久

2. 取締役 高木 繁雄 氏、宮村 樹 氏、山田 彰弘 氏、辻川 徹 氏、新田 八朗 氏、四谷 英久 氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役取締役であります。

3. 常勤監査役 小池 武彦 氏、監査役 西岡 秀次 氏、太田 泰文 氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (6名)	4,284千円 (262千円)
監査役	3名	823千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年3月18日開催の平成13年度第2回臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、昭和62年7月7日開催の創立総会において年額2,500千円以内と決議されております。

## 4. 会計監査人の状況

### 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年11月17日開催の取締役会において、上記体制につき、次のとおり決議しました。

#### 内部統制システム構築の基本方針

当社は、法令を遵守し、公正で創造性をもった事業運営にあたり、社会の信頼を得て、中心地区の賑わいづくりと地域社会の発展に貢献できるよう、以下のとおり内部統制システムの整備を行う。

### ① 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

代表取締役は、業務執行の最高責任者として、法令遵守及びリスク管理並びに適正かつ効率的な事業運営を行うために、内部統制システムの整備・運用について責任をもって取り組む。

### ② 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、必要な規程等を制定する。

代表取締役は、その精神を従業員に周知徹底させるとともに、体制整備等の対策を講じる。

### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議等の意思決定及び重要な決裁に係る情報は、関連規則・規程等に基づき文書化し、保存・管理する。

### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程等を制定するとともに、リスク管理状況の内部監査及び監査役監査を行う。

### ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役の適切な責任分担と監督体制を明確にし、取締役会規則その他規程に基づき、取締役の職務執行を適正かつ機動的に行う。

代表取締役は、業務の簡素化・効率化を推進する。

### ⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役会に報告すべき事項及び監査役からの報告事項を定める規程を監査役会と協議のうえ制定し、その有効性を確保するための体制整備を行う。

### ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、当社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について、監査役会と意見交換を行うとともに、監査役の職務執行のための環境整備に努める。

監査役は、内部監査チーム及び会計監査人と相互に連携し、監査役監査の実効性確保を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

### ① コンプライアンス

当社は、「倫理・コンプライアンス管理規程」に基づき、役員及び従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施するとともに、行動規範に照らし厳格な評価を継続しております。

### ② 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役 6 名を含む 8 名で構成されており、当事業年度において法令に基づき適正に開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

また、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項について審議を行うとともに、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。

### ③ 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、社外監査役 3 名で構成されており、当事業年度において法令に基づき適正に開催するとともに、取締役会その他の重要な会議に参加し、法令・定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。

また、常勤監査役は、会計監査人と随時に会合を行うとともに、代表取締役と定期面談・情報交換し、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

## 貸 借 対 照 表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【 資 産 の 部 】</b>		<b>【 負 債 の 部 】</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,316,155</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>169,718</b>
現金及び預金	1,295,206	未払金	126,844
貯蔵品	400	未払法人税等	24,662
前払費用	2,386	未払消費税等	7,579
未収入金	17,839	前受金	3,453
立替金	341	預り金	2,188
貸倒引当金	▲ 19	賞与引当金	4,990
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,168,382</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,215,462</b>
《有形固定資産》	5,073,180	預り保証金	1,133,950
建物	3,231,589	預り敷金	1,040,810
建物附属設備	508,301	退職給付引当金	40,701
構築物	16,111		
車両運搬具	464	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,385,180</b>
工具器具備品	79,219		
土地	1,235,574		
建設仮勘定	1,920	<b>【 純 資 産 の 部 】</b>	
《無形固定資産》	24,702	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,099,357</b>
ソフトウェア	23,904	資本金	3,550,000
電話加入権	797	利益剰余金	549,357
《投資その他の資産》	70,499	その他利益剰余金	549,357
投資有価証券	20,000	固定資産圧縮積立金	393
関係会社株式	30,000	繰越利益剰余金	548,963
長期前払費用	577		
リサイクル預託金	9	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,099,357</b>
長期未収入金	968		
差入保証金	600	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>6,484,538</b>
繰延税金資産	18,344		
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,484,538</b>		

(記載金額は、各科目ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損 益 計 算 書

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		918,271
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		918,271
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		884,918
営 業 利 益		33,353
営 業 外 収 益		12,279
受 取 利 息	247	
受 取 配 当 金	20	
そ の 他	12,012	
経 常 利 益		45,632
特 別 損 失		4,416
固 定 資 産 除 却 損	177	
解 体 撤 去 費	4,239	
税 引 前 当 期 純 利 益		41,216
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,712	
法 人 税 等 調 整 額	▲ 934	13,778
当 期 純 利 益		27,437

(記載金額は、各科目ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成 30 年 4 月 1 日残高	3,550,000	790	521,130	521,920	4,071,920	<b>4,071,920</b>
事業年度中の 増減額						
固定資産圧縮 積立金の取崩		△ 396	396	—	—	—
当期純利益			27,437	27,437	27,437	<b>27,437</b>
事業年度中の 変動額合計		△ 396	27,833	27,437	27,437	<b>27,437</b>
平成 31 年 3 月 31 日残高	3,550,000	393	548,963	549,357	4,099,357	<b>4,099,357</b>

(記載金額は、各科目ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### (重要な会計方針に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 …… 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券  
(時価のないもの) …… 移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 …… 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物につきましては定額法を、建物附属設備、構築物、車両運搬具、工具器具備品につきましては、定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、過去の実績及び期末現在における状況からみた見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、次期上半期賞与支給見込額の当期期間対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,730,571 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
関係会社に対する短期金銭債権	15,356 千円
関係会社に対する短期金銭債務	95 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	79,814 千円
販売費及び一般管理費	1,638 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 71,000 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	12,373 千円
賞与引当金	1,516 千円
未払事業税	3,476 千円
その他	1,149 千円
繰延税金資産合計	18,516 千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	172 千円
繰延税金負債合計	172 千円
繰延税金資産の純額	18,344 千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、運転資金を自己資金で賄っており、一時的な余資の運用は安全性の高い金融資産に限定しております。

預金は、短期での運用に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (※)	時価額 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	1,295,206	1,295,206	—
(2) 預り保証金	(1,133,950)	(1,142,079)	△ 8,129

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

預金は、その預入期間が短期間であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 預り保証金

預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利子率で割り引いて算出する方法によっております。

(注 2) 非上場株式（投資有価証券 20,000 千円及び関係会社株式 30,000 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注 3) 預り敷金（貸借対照表計上額 1,040,810 千円）については、市場価格がなく、かつ賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

**1. 賃貸等不動産の状況に関する事項**

当社では、賃貸商業施設である富山市民プラザ及び時間貸し駐車場であるグランドパーキングを所有しております。

**2. 賃貸等不動産の時価に関する事項**

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価 額
4,975,465	4,884,536

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 富山市民プラザ及びグランドパーキングはいずれも公共性が高く、その時価を把握することが極めて困難である

ため、上表時価欄には、固定資産税評価額を記載しております。

(注3) 貸借対照表計上額及び時価は、当社所有の賃貸不動産全体の  
価額を記載しております。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

**法人主要株主等**

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	富山市	被所有 53.15%	不動産の 賃貸等	家賃収入等	548,176	預り保証金 預り敷金	1,127,700 1,020,300
				管理受託料等	36,981	—	—
				地代の支払	19,532	—	—
				固定資産税等の支払	81,129	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 家賃収入等については、市場価格、原価等を勘案して、価格交渉の上、  
取引価格を決定しています。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額	57,737円43銭
1株当たり当期純利益	386円45銭

## (重要な後発事象に関する注記)

### 吸収合併

当社は、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社まちづくりとやまと、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

#### (1) 合併の目的

当社の大きな目的のひとつである「富山市中心地区の活性化に寄与する」ことを推進するうえで、同様の目的を持つ株式会社まちづくりとやまと合併を行うことにより、富山市中心地区の活性化に向けた各種事業を総合的・統一的に実施することが可能となり、経営の効率化及び市民の「生活価値創造」の一層の充実を図ることを目的に合併する判断をいたしました。

#### (2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併とし、株式会社まちづくりとやまは平成 31 年 4 月 1 日をもって解散しました。なお、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金等の支払いは行いません。

#### (3) 被合併会社の概要

資産合計	107,174 千円
負債合計	58,253 千円
純資産合計	48,921 千円

#### (4) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 会計監査人 監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月20日

株式会社 富山市民プラザ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 康宏 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山市民プラザの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会 監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査スタッフその他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びグランドパーキングにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、グランドパーキングからも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年 5 月 21 日

株式会社富山市民プラザ 監査役会

常勤監査役 小池 武彦 ⑩

監査役 西岡 秀次 ⑩

監査役 太田 泰文 ⑩

(注) 監査役 3 名全員が、会社法 第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める  
社外監査役であります。

以 上